



長野労基発 1211 第 1 号
令和 6 年 12 月 11 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長 殿

長野労働局労働基準部長



交通労働災害の防止について（要請）

日頃から労働行政の運営、とりわけ労働災害の防止につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 11 月末における休業 4 日以上労働災害発生状況をみると、1,955 人と前年同期に比べ 6 人減少しておりますが、死亡災害は 13 人と 1 人の増加となっております。

この死亡災害のうち、交通事故によるものが 6 人となっており、前年の 1 人から大幅に増加し、憂慮すべき状況であります。

交通事故による交通労働災害を防止するためには、労働基準関係法令や改善基準告示の遵守はもとより、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく取組、基本的な交通事故防止対策の徹底が重要です。

つきましては、交通労働災害を防止するため、別添リーフレットを活用し、傘下会員事業場に周知、指導していただきますよう、要請いたします。

なお、当該リーフレットについては、長野労働局ホームページから、ダウンロードできますので、御活用ください。

長野労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>各種情報・手続き>トピックス
二次元コードはこちら



令和6年 労働災害発生状況 (11月末現在速報)

長野労働局

区 分	休業4日以上死傷災害						死亡災害				
	業 種	令和4年	令和5年	令和6年	対前年増減		令和6年 構成比(%)	令和4年	令和5年	令和6年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	199	159	164	5	3.1	8.4	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	6	3	1	▲ 2	▲ 66.7	0.1	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	27	18	16	▲ 2	▲ 11.1	0.8	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	7	7	4	▲ 3	▲ 42.9	0.2	1	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印刷製本業	18	10	20	10	100.0	1.0	0	0	0	0
	化 学 工 業	22	40	26	▲ 14	▲ 35.0	1.3	0	2	0	▲ 2
	窯業・土石製品製造業	19	17	19	2	11.8	1.0	1	0	1	1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	10	13	13	0	0.0	0.7	1	0	0	0
	金 属 製 品 製 造 業	78	54	67	13	24.1	3.4	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	52	35	38	3	8.6	1.9	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	59	50	44	▲ 6	▲ 12.0	2.3	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	26	20	29	9	45.0	1.5	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	5	5	2	▲ 3	▲ 60.0	0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	21	28	34	6	21.4	1.7	0	0	0	0
	小 計	549	459	477	18	3.9	24.4	3	2	1	▲ 1
鉱 業	8	9	6	▲ 3	▲ 33.3	0.3	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	88	85	65	▲ 20	▲ 23.5	3.3	2	1	1	0
	建 築 工 事 業	135	130	139	9	6.9	7.1	3	2	4	2
	内数(木造家屋建築工事業)	50	35	36	1	2.9	1.8	1	0	1	1
	その他の建設業	33	31	36	5	16.1	1.8	3	0	1	1
	小 計	256	246	240	▲ 6	▲ 2.4	12.3	8	3	6	3
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	170	171	166	▲ 5	▲ 2.9	8.5	2	1	2	1
	内数(道路貨物運送業)	168	169	159	▲ 10	▲ 5.9	8.1	2	1	2	1
	その他の運輸・貨物取扱業	38	35	39	4	11.4	2.0	0	0	0	0
	小 計	208	206	205	▲ 1	▲ 0.5	10.5	2	1	2	1
林 業	28	33	45	12	36.4	2.3	1	0	0	0	
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業	42	44	38	▲ 6	▲ 13.6	1.9	0	2	0	▲ 2	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	251	241	243	2	0.8	12.4	0	1	0	▲ 1
	社 会 福 祉 施 設	168	196	189	▲ 7	▲ 3.6	9.7	0	0	0	0
	旅 館 業	56	62	61	▲ 1	▲ 1.6	3.1	1	0	0	0
	飲 食 店	45	61	61	0	0.0	3.1	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	15	18	15	▲ 3	▲ 16.7	0.8	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	63	47	44	▲ 3	▲ 6.4	2.3	1	1	0	▲ 1
	警 備 業	19	21	26	5	23.8	1.3	0	0	1	1
	そ の 他	254	318	305	▲ 13	▲ 4.1	15.6	4	2	3	1
	小 計	871	964	944	▲ 20	▲ 2.1	48.3	6	4	4	0
合 計	1,962	1,961	1,955	▲ 6	▲ 0.3	100.0	20	12	13	1	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和6年の合計は2,368人、令和5年は2,700人、令和4年は3,618人。

令和6年における死亡災害事例(11月末現在速報)

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ、巻き込まれ トラック	パッカー車に段ボールを積み込んでいたところ、当該車両が逸走したため、被災者は車両を止めようとしたが、当該車両に轢かれた。
2	2月	道路貨物運送業	交通事故(道路) トラック	荷下ろしを行ってから所属事業場へ帰るため大型貨物自動車運転して、高速道路を走行していたところ、走行車線に停車していた大型貨物自動車(トレーラーダンプ)に追突した。
3	3月	その他の建設業	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	工事現場に向かうため、軽自動車で高速道路走行中、走行車線上に停止していた大型貨物自動車に追突した。
4	3月	道路貨物運送業	激突され フォークリフト	被災者は、荷役作業をフォークリフトにより行っていたところ、荷が傾いたため、確認しようと運転席から降りた際、フォークリフトが不安定な状態となり、退避したものの、横転してきたフォークリフトの下敷きとなった。
5	3月	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、2階建ての民家のリフォーム工事において、屋根の上で作業を行っていたところ、軒先と足場の間から墜落した。
6	7月	土木工事業	転倒 その他の環境等	被災者及び同僚が、林道でそれぞれ分かれて草刈りを行っていたところ、車両の傍で横たわっている被災者を発見した(詳細調査中)。
7	7月	教育・研究業	おぼれ 水	被災者は、ダムに転落した乗用車の運転者(事業場関係者)を救助するため入水したが行方不明となり、後日発見され、死亡が確認された。
8	7月	警備業	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	軽貨物車で現場に向かっていたところ、センターラインを逸脱した対向車が正面衝突し、軽貨物車の助手席に同乗していた被災者が死亡、軽貨物車を運転していた労働者も重傷を負った。
9	7月	建築工事業	交通事故(道路) トラック	堤防道路において、被災者が運転していたトラックが道路外にはみ出し、横転した。
10	8月	製造業	その他 その他の環境等	被災者は、ペット用霊園内で木の剪定作業をしていたところ、キイロスズメバチに刺された。
11	8月	その他の事業	転倒 水	水路の保守点検業務において、河道内を右岸側から左岸側に移動していたところ転倒し、流された。
12	10月	建築工事業	交通事故(道路) トラック	現場へ向かうため同乗していたトラックが、対向のトラックと正面衝突した。
13	10月	建築工事業	交通事故(道路) トラック	整理番号12の被災者と同じトラックに乗車していた。

※網掛けの事例が交通事故によるもの

～事業者をはじめ、自動車などの運転業務に従事している労働者の皆さまへ～

STOP！交通労働災害

令和6年11月末日現在、長野労働局管内では交通労働災害（交通事故）により、6名の方が亡くなられています。また、停車していた車両の逸走により、1名の方が亡くなっています。

このような災害を根絶するために、自動車などの運転業務に労働者を従事させる事業者は、交通労働災害防止のためのガイドライン等の交通労働災害防止の取組を強化するとともに、運転業務に従事する労働者は、交通法規の遵守をはじめ、事業者の実施する取組に協力し、労使一体となって推進しましょう。

死亡災害多発



「職場のあんぜんサイト」より

令和6年交通労働災害等死亡災害事例（11月未速報）

発生月	事業の種類	起因物	交通労働災害の概要	
1	2月	道路貨物運送業	トラック	荷下ろしを行ってから所属事業場へ帰るため大型貨物自動車を運転して、高速道路を走行していたところ、走行車線に停車していた大型貨物自動車（トレーラーダンプ）に追突した。
2	3月	その他の建設業	乗用車、バス、バイク	工事現場に向かうため、軽自動車で高速道路走行中、走行車線上に停止していた大型貨物自動車に追突した。
3	7月	警備業	乗用車、バス、バイク	軽貨物車で現場に向かっていたところ、センターラインを逸脱した対向車が正面衝突し、軽貨物車の助手席に同乗していた被災者が死亡、軽貨物車を運転していた労働者も重傷を負った。
4	7月	建築工事業	トラック	堤防道路において、被災者が運転していた大型ダンプトラックが道路外にはみ出し、横転した。
5	10月	建築工事業	トラック	現場へ向かうため同乗していたトラックが、対向車のトラックと正面衝突し、同乗者が死亡した。
6	10月	建築工事業	トラック	上記5の被災者と同じトラックに乗車していた。
発生月	事業の種類	起因物	車両の逸走による労働災害の概要	
1	1月	清掃・畜業	トラック	パッカー車に段ボールを積み込んでいたところ、当該車両が逸走したため、被災者は車両を止めようとしたが、当該車両に轢かれた。

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年6月改正）

- 交通労働災害防止のための管理体制の確立**（交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明など）
- 適正な労働時間等の管理、走行管理**（必要な走行計画策定及び運転業務従事者に対する適切な指示など）
- 教育の実施**（警察等からの交通安全情報等に基づく教育の実施など）
- 交通労働災害防止に対する意識の高揚**（交通安全に係るポスター又は標語の募集及び掲示など）
- 荷主・元請事業者による配慮**（荷主及び運送業の元請の事業者は、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めるなど）
- 健康管理**（健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じることなど）

Check!

交通労働災害を防止するために
（厚生労働省ホームページ）



～安心して働ける信州のために～

 **長野労働局 労働基準部 健康安全課・各労働基準監督署**

基本的な交通事故防止対策

- 1 速度抑制、的確な運転操作を心掛け、交差点やカーブの手前等では、十分に減速しましょう。
- 2 運転中は運転に集中し、スマートフォン等を見ながらの「ながら運転」や「脇見運転」は禁止です。
- 3 運転開始前の体調を確認し、体調不良の場合は運転をさせない、しないようにしましょう。また、長時間の運転等により疲れを感じる前に休憩をとるなどしましょう。
- 4 夜間運転時は、特に次の事項に留意しましょう。
 - ・運転時は運転に集中して、慎重な運転を心掛けましょう。
 - ・夕暮れ時は早めのライト点灯をしましょう。
 - ・先行車や対向車がないときはハイビームを活用しましょう。
 - ・運転により集中し、歩行者の有無や道路状況をしっかり確認しましょう。

長野県交通安全スローガン

～ 信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道 ～



長野県では、交通安全諸対策を推進しています。

長野県の交通安全はこちら
(長野県ホームページ)

Check!



高齢労働者の自動車運転対策

- 1 高齢者の健康や体力の状況に応じた以下の措置を講じましょう。
 - ・長時間運転、深夜や早朝時間帯の運転を避けましょう。
 - ・大雨や大雪等の悪天候時の運転を避けましょう。
 - ・運転適性検査を定期的の実施しましょう。
- 2 睡眠不足、飲酒や服薬等による運転の影響のほか、長年の運転の慣れ、過信による安全確認不十分や運転操作誤りとならないように交通安全教育を定期的の実施しましょう。

Check!

高齢労働者の
安全衛生対策

(厚生労働省ホームページ)



車両の逸走防止対策

- 1 車両は斜面ではなく、平坦な場所に停車しましょう。
- 2 平坦な場所への停車ができない場合、特に次の措置を確実に講じましょう。
 - ・エンジンを停止させ、タイヤには輪止め（車止め）を設置しましょう。
 - ・車両から離れるときは、サイドブレーキを確実にかけ、マニュアル車では、ギアを入れ（平地や下り坂：バック、上り坂：ロー（1速））、オートマ車では、チェンジレバーをPに入れましょう。
- 3 万が一車両が逸走したときは、無理に止めようとせず、周囲の人に危険を知らせましょう。



「職場のあんぜんサイト」より

職場のあんぜん
サイト



Check!